

被害者支援 ニュース

公益社団法人
全国被害者支援ネットワーク
National Network for Victim Support

第26号

2018.7.24 発行

公益社団法人
全国被害者支援ネットワーク
〒113-0033 東京都文京区本郷 2-14-10
東京外国語大学本郷サテライト 6階
TEL 03-3811-8315 FAX 03-3811-8317
ホームページ <http://www.nnvs.org/>

- 巻頭言… 創立20周年を迎えて 1
- 顧問就任のご挨拶 2
- 特集…… 被害者支援と「自助グループ」～よりよいサポートを目指して～ 3～5
- 犯罪被害電話相談事業 サポートセンター活動報告 6
- 2018年度支援キャンペーンがスタート 7
- Victim Support Asia 電話会議 7
- 総会報告・お知らせ 8
- 編集後記 8

巻頭言 創立20周年を迎えて

公益社団法人全国被害者支援ネットワーク
理事長 ● 平井 紀夫



全国被害者支援ネットワークは、1998年5月に創設され、本年20周年を迎えることができました。これまで活動に尽力してこられました関係の皆様へ深く敬意を表すとともに、ご支援、ご協力を賜っております皆様へ深く感謝を申し上げます。

1992年3月、その前年に開催されたシンポジウム「被害者救済の未来像」における被害者ご遺族の大久保さんの声に応え、東京医科歯科大学の山上教授が民間団体として国内で初めて「犯罪被害相談室」を創設されました。その後、水戸、北海道、金沢、大阪、広島、紀の國、愛知の被害者支援センターが設置され、1998年5月、これら8センターによって全国被害者支援ネットワークが創設されました。全国被害者支援ネットワークは、翌年に「被害者の権利宣言」を発出して全国的な支援活動を展開し、2010年には全都道府県に被害者支援センターが設立されて被害者支援活動は全国的に組織化されたのであります。

私たちは、「全国のどこにいても、いつでも(24時間365日)求める支援が受けられ、被害者の声に応えられる活動」の実現を目指しております。

「全国のどこにいても支援が受けられる活動」についてではありますが、2015年に関係者のご努力によって全都道府県の被害者支援センターが公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受けることができ、全国的に犯罪被害者支援のフレームワークが構築されました。今後はその内容の充実に向けていくことが求められています。

「いつでも求める支援が受けられる活動」については、多くの被害者支援センターは平日の昼間に活動している現状であり、夜間や休日の活動は、人的、財政的な課題

が多く、困難な状況にあります。そこで全国被害者支援ネットワークは、関係者のご理解、ご協力を得て、首都圏の被害者支援センターのご助力の基に、本年4月より「犯罪被害者等電話サポートセンター」を開設しました。電話サポートセンターは、休日も含め毎日7時30分から22時まで、全国48の被害者支援センターと連携を図りながら電話相談に対応しており、漸く「いつでも求める支援が受けられる活動」を前進させることができました。

今後は電話サポートセンターの充実・強化に注力していかねばなりません。

「被害者の声に応えられる活動」についてですが、犯罪被害者等が求められる支援は一人ひとり異なります。相談員等が多様な声に応えられる支援を行うためには、相談員等の支援力を不断に向上させていくことが求められています。全国被害者支援ネットワークでは、相談員等のリーダーとなるNNVS認定コーディネーターの配置に努め、現在12名の方々が全国の相談活動や人材育成の助言指導、ネットワーク主催の研修の立案・実施等の任に当たっております。今後は、各被害者支援センターにおける支援活動のリーダーとなる方の育成にも注力し、全国の支援活動の質の向上に努めていく所存であります。

さらに、「目指す姿」を実現するための財政的な基盤を早期に確立していかねばならないと考えております。

設立20周年を迎え、新たな被害者支援活動の充実・発展を図るべく、全国被害者支援ネットワークの第3期3年計画の諸施策に取り組み、「目指す姿」の充実を図って参ります。

引き続きご支援、ご協力をいただきますようお願いいたします。



全国被害者支援ネットワーク顧問就任のご挨拶

● 安田 貴彦

本年度より全国被害者支援ネットワークの顧問を仰せつかりました安田貴彦でございます。

私は平成2年、警察庁給与厚生課課長補佐時代に、故宮澤浩一慶應義塾大学教授のご支援の下、米国で数ヶ月間被害者支援の調査研究に従事させていただいて以来、行政官として、また時にはその枠を越えて、様々な局面で被害者支援に関わって参りました。

米国から戻った平成3年には、今日の我が国の被害者支援の出発点となる「犯罪被害給付制度発足10周年記念シンポジウム」の開催に参画しました。シンポジウムにお招きした大久保恵美子さんとの出会いや、シンポジウムのパネリストであった山上皓先生から被害者相談室設立のご相談を受けた日のことは、昨日のこのように鮮やかに思い出されます。

平成7年には、英国で半年間被害者支援の調査研究する機会を得、我々が被害者支援団体の在り方のモデルとしたVictim Support (VS)にも頻りに足を運び、多くの知恵とアイデアを頂きました。帰国後はその成果も活かしながら、警察庁捜査第一課理事官として、8年の「被害者対策要綱」制定への参画、性犯罪捜査及び性犯罪被害者対応の改革などに取り組みました。

平成12年から15年にかけての約三年間、警察庁犯罪被害者対策室長を勤めましたが、その間、13年の犯罪被害者等給付金支給法の全面改正や、被害者支援団体への寄附の税制優遇措置などを実現することができました。犯給法改正においては、初めて我が国の法律に被害者支援団体について明記し、公的認証を付与するとともにVSと英国の警察のように、民間団体による早期の直接的支援を可能にするための警察から被害者支援団体へ被害者に関する情報を提供できる仕組みとして、都道府県公安委委員会が「犯罪被害者等早期援助団体」を指定する制度が創設されましたが、これこそがこの法改正で私が最も実現したいと願っていたことでありました。この制度が一つの礎となって、皆様の献身的なご努力により全国各地の被害者支援センターが発展し、今では全都道府県に早期援助団体が存在することは、まさに行政官冥利に尽きる喜びです。

平成19年には、山形県警察本部長に就任しましたが、全国初の被害者のための「生活資金貸付制度」を創設したほか、成立自体は私の離任後でしたが、県レベルでは全国三番目となる被害者支援条例の企画立案も手がけました。被害直後の経済的支援や条例の整備は、未だ道半ばであり、ネットワークとしても積極的に運動を展開する必要のある重要な課題といえましょう。

平成26年には、内閣府に出向し、大臣官房審議官として犯罪被害者等基本法を所掌することとなりました。着任当時は、まさに第三次犯罪被害者等基本計画策定の議論が始まろうとするタイミングで、28年4月1日の基本計画決定までの間、被害者団体や研究者、国会議員の方々も含めて激しい議論が交わされ、調整は困難を極め、責任者として厳しい立場に立たされる局面もありましたが、犯罪被害者等施策推進会議委員を勤めていただいた中曽根えり子さんやネットワークの皆様の支えもあって、振り込め詐欺救済法に基づく預保納付金の用途拡大など被害

者支援団体の活動促進のための施策等も盛り込んだ第三次犯罪被害者等基本計画をまとめ上げることができました。その間、平井理事長や秋葉専務理事とも議論を重ね、現在の「犯罪被害者等電話サポートセンター」の構想も練り上げることができました。

平成28年4月に基本法の所管が内閣府から警察庁に移管されると同時に、私も警察庁に戻り、初代の警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当）として、内閣府から引き継いだ事務と従来の警察庁被害者支援室の業務の両方を統括する立場に就きました。短期間ではありましたが、国外犯罪被害者弔慰金等支給法の制定や、性犯罪被害者相談統一電話（#8103）の立案にも携わりました。

平成29年7月、警察大学校長を最後に公務員生活にピリオドを打ちましたが、退官後、平井理事長他役員の皆様から顧問就任の要請をいただきました。一人となった私に、なお何らかの役割をご期待いただいたことは身に余る光栄です。

我が国の被害者支援は、その出発こそやや遅れを取ったものの、被害者や遺族の切実な声に応え、官民を挙げた多くの皆様の尽力により、世界の先進国と肩を並べるまでに発展して参りました。しかしながら、依然すべての問題が解決したわけではなく、被害者支援団体も克服すべき多くの課題を抱えています。職業的な立場からではなく、被害者と同じ市民の目線から支援の手を差し伸べる被害者支援団体が果たすべき役割の大きさや、被害者のニーズの多様さから考えれば、人的・財政的基盤は今なお脆弱です。また、各センターの皆様が高い志を持って取り組まれている支援活動や、被害者支援団体の存在自体も、国民一般や被害者に十分に認知されているとまではいえません。

我が国の被害者支援の黎明期から伴走してきた者として、これまでの行政経験から得た知見やノウハウも活かし、誠に微力ではありますが、少しでも被害者のために貢献できればと考えております。ネットワークの掲げるビジョン「全国どこにいても、いつでも求める支援が受けられ、被害者の声に応えられる活動」の実現のため、皆様とともに働けることを心から嬉しく思います。よろしく願い申し上げます。

以上

【経歴】

- 1959年 岐阜市生
- 1982年 京都大学法学部卒 警察庁入庁
- 1990年 警察庁給与厚生課課長補佐
- 1995年 警察庁捜査第一課理事官
- 2000年 警察庁犯罪被害者対策室長
- 2007年 山形県警察本部長
- 2008年 警察庁生活安全企画課長
- 2010年 警察政策研究センター所長
- 2012年 京都府警察本部長
- 2014年 内閣府大臣官房審議官（共生社会政策担当）
- 2016年 警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当）兼国際警察センター所長
- 2016年 警察大学校長（2017年7月退官）
- 2017年11月～ NTT 東日本・西日本、NTT 都市開発特別参与、NTT データ顧問（現在に至る）
- 2018年4月～ 京都大学大学院総合生存学館特任教授

特集

被害者支援と「自助グループ」~よりよいサポートを目指して~



大岡由佳 武庫川女子大学准教授に聞く

犯罪被害に遭われた方やご家族等が安心して気持ちを話せたり、聞いてもらえたりする場として「自助グループ」が大きな役割を果たしている。全国の被害者支援センターは、自らの組織の内外で「自助グループ」とかかわりを持ち、支援にも力を注いでいる。とはいえ自助グループの特性や可能性をしっかりと踏まえ、的確に対応しているだろうか？ 十年一日、惰性やマンネリに陥っていないかどうか。長年、専門家の立場から多くの自助グループとかかわり、被害者支援活動にも尽力しておられる大岡由佳さん（武庫川女子大学准教授）に、自助グループのありようや、支援センターと自助グループの関係、求められる方向などをうかがい、よりよいサポートへの課題を探った。

自助グループとは、同じようなつらさを抱えた者同士が互いに支え合い、励まし合う中で、問題の解決や克服を図ることを目的に集うグループのことで、犯罪被害者だけでなく、さまざまな分野でつくられている。

大岡さんの自助グループとの出会いは、大学卒業後、精神保健福祉士として勤務した精神科の病院で、患者さんの中にいたDV（ドメスティック・バイオレンス）や性犯罪の被害者の人々を対象にしたグループに関わったことがきっかけだった。その後、地域の社会福祉士としての活動でホームレスの人々のグループを作り、情報を提供したり、体験を分かち合ったり、リラクゼーションを入れたりするなど、自ら工夫してグループの運営をした。そして、大学病院に移り、「精神障害の方たちの集まりに出たり、『あすの会』（全国犯罪被害者の会）やTAV交通死被害者の会などの人たちと一緒に活動したりする中で、当事者同士、ピアといいますが、そのピアが作る自助グループが、同じ当事者にとって非常に重要なんだ、と強く感じました」と振り返る。

セルフヘルプグループとサポートグループ

このように同じ悩みを持つ当事者同士によって作られる自助グループは「セルフヘルプグループ」と呼ばれる。当事者の自主性、自発性が最も重視され、全員が全く平等の立場で、さまざまな悩みや問題をどう受容し解決していくか、仲間とともに考える。体験発表や親睦旅行、会報発行などの企画や活動もあり、当事者同士がお互いに支え合う場になっている。

これに対し、大岡さんが最初に病院や地域で運営に関わったように、機関や組織が特定の悩みを持つ人々を対象に作るグループは「サポートグループ」と呼ばれ、参加者が抱えている問題を仲間のサポートや専門家の助言を受けながら、解決や受容を目指す。

犯罪被害者支援の分野では、被害者に直接参加を呼び

大岡 由佳（おおおか・ゆうか）さん

●武庫川女子大学文学部心理・社会福祉学科准教授（保健福祉学）。社会福祉士、精神保健福祉士。2014年、人々の日常の暮らしが当たり前に行われる社会の実現を目指し、専門職有志とともに「犯罪被害者等暮らし・支援検討会（くらしえん）」を立ち上げ、2016年9月に犯罪被害者等相談支援マニュアル『はじめて担当になったあなたへ＜行政職員編（第一版）＞』を刊行、その執筆責任者をつとめた。元内閣府犯罪被害者ハンドブック・モデル案作成ワーキンググループ構成員。

掛ける形でサポートグループを運営している被害者支援センターが少なくないが、組織内にサポートグループを持たず外部のセルフヘルプグループと必要に応じて連携や支援をしている支援センターもある。

では、支援センターが直接運営する自助グループ（サポートグループ）には、どんな役割が求められ、どんな問題があるのだろうか。

セルフヘルプグループとサポートグループの相違点

	セルフヘルプグループ	サポートグループ
企画	当事者	スタッフ (当事者を含む場合もある)
活動	さまざま	プログラム進行が 決まっている
内容	公演、情報交換、体験、 発表、親睦旅行、会報発行	体験のわかちあい、情報 提供、リラクゼーション訓練

「安心して過ごせる安全な場」づくり

支援センターがかかわる被害者やご家族等は、年齢も性別も、被害の態様や受けた傷のレベルなど、一人ひとり違っている。そうした多様な被害者を「被害者だから」というだけで、いきなり自助グループに導くのは「リスクが大きい」と大岡さん。例えば被害のせいでは攻撃性が強く出ている時に入ってもらおうと、グループ全体に影響するし、本人がさらに傷つくといったことが起こりうる。そうし

た事態を避けるには「最初に個別面談でしっかりアセスメントし、今の状態でグループに入ることが望ましいのかどうか判断することが大切」と大岡さん。そのうえで自助グループへの参加を勧めるなら、専門職がそばにいて、どんな事態にも対応できる態勢を整えておくことが欠かせない。

そのサポートグループにまず求められるのが「安心して過ごし、話せる安全な場（セーフスペース）」づくり。被害のせいで、他人と話せない、外出できない、といった被害者にとって、自助グループは何の心配もなく行け、心おきなく過ごせる場所であればならない。このような場が被害者支援のサポートグループにも求められる。大岡さんは「そこでは、この日はお茶会をします、ヨガをします、アロマテラピーをしますとか、音楽を一緒に聞きましょう、といった呼びかけでもいい。被害のあと閉じこもりがちな人が外に出るきっかけになる、異なる被害の人同士でも分かち合える場になるかもしれない。肝心なのは被害者・当事者が集まれる、元気になる場を提供すること」と強調する。

被害者にとってのサポートグループは、セルフヘルプグループに比べ「経過的で一時期いる場」という性格が強い。実際、サポートグループに参加するうち、仲間と一緒にセルフヘルプグループに移る、あるいは自分たちで新たなグループをつくるという例も多い。サポートグループのメンバーが次々代わっていったのに対し、セルフヘルプグループはメンバーが長く一緒に過ごすことが多く、同じ仲間の『居場所』ともいえる。

力量アップへ外部の研修に積極参加を

サポートグループが「一時的・経過的な場」であっても、いや、そういう場であるからこそ、きちんと構造化されていて、周到な準備やきめ細かな目配りが必要になる。とりわけカギを握るのが、運営・進行役を務めるファシリテーター（媒介機能を果たす人たち）の能力だ。

複数の被害者メンバーがいるグループでプログラムを組み、進行にあたるファシリテーターは、事前にメンバー個々の情報を集め、個別に面談する。それによって一人

ひとりの背景や状態を把握し、信頼関係を築いていくことがグループ運営の第一段階で、大岡さんはこの作業を「波長合わせ」と「援助関係（信頼関係）の形成」という。そして実際のミーティングなどの場では、グループダイナミクス（集団力学）を活用して「1 プラス 1」を「2」ではなく「3」や「4」に変える力と技量が必要だし、メンバーそれぞれの気持ちや感情に配慮し、時には発言を止めたり、自分に向き合うよう促したりするなど臨機応変の対応が要る。こうした運営により「被害者であるメンバーそれぞれが受容され、他のメンバーから共感的な対応をしてもらって信頼関係が強まり、回復への道を歩めるようになる」というのだ。そのためにも「ファシリテーターには、グループの中でいかに個人を見ていくかという視点が欠かせません」と大岡さん。

加えてファシリテーターには専門職としての技術、知識が求められる。「グループで話している時、突然、パニックを起こした人にどう対処するか、解離が起きた時、どう現実に戻ってきてもらうか、過呼吸になった時はどうするか、といった場面が起こりうる。これまで支援センターにはあまり必要なかったかもしれないが、そうしたことに適切、的確に行動できる力が不可欠です」と指摘する大岡さん。年々ニーズが増えている性犯罪被害者への対応が交通被害者へのそれとは異なるように、被害者の多様化に見合った専門知識が要求される。「いま医療や福祉の分野では、専門職が外部の研修に積極的に出かけ、新たな知見や技術を習得したり、お互いに連携したりして、自分の資質を磨いている。それをしないと利用者や患者、支援対象者らの利益を失いかねないからです。犯罪被害者支援の分野でも、どんどん外部の研修に駆けつけ、成果を持ち帰って応用する人材が求められます」。大岡さんはネットワークや支援センターに専門職を育てる仕組みと予算を注文する。

「してあげる」支援からの転換必要

被害者との向き合い方についても「単に『してあげる』という発想で臨むと逆効果になりかねない」と、こんな例を話す。ある支援センターで「私たちは10年前からサポ

サポートグループ運営で気にすべき3つの側面

グループ全体	メンバーとファシリテーターとの関係	メンバー同士の相互作用
◎共通課題を明確にする	◎個別化	◎最大限の参加
◎目標を設定する	◎受容する	◎相互作用を促進する
◎ルールづくりをする	◎共感的な反応をする	◎「今、ここで」を重視する
◎プログラム活動の計画と運営を援助する	◎信頼関係を樹立する	◎葛藤への対処体験を援助する
◎物理的条件確保	◎制限する	
	◎直面化する	

グループダイナミクスに働きかけ、活用することが求められる

ートグループ的な運営をしており、毎回、お茶やお菓子、場所も準備し、何もかも自分たちでやってきました」と聞いた。大岡さんは「グループは生き物です。10年もたてばお茶の用意をしてもらおうとか、お花を生けてもらおうとか、メンバーに役割を担ってもらえることができるはず。人は役割を担うことで回復していくことも多いのです。被害のせいでさまざまな役割を奪われてきた人々には、何かを分担するだけで次に来るきっかけになったり、来ようというモチベーションになったりします」と話したという。「してあげる」のが支援と思われがちだが、その人の出来る事を奪っている可能性に気付くべきというわけだ。被害者・当事者本人の意向を十分に聞いてアドボケート（代弁、権利擁護）する支援こそが求められている。

サポートグループの運営でも、上から目線の縦の関係ではいけない。グループに来た被害者に支援者と当事者が同じように「大変でしたね」と声をかけても、被害者の受け止める重みは全く違う。「支援者は当事者同士（ピア）の横のつながりと、その力をしっかり認識するべき」と大岡さん。長年、被害者・当事者と共に活動してきた実感だ。

被害者への向きあい方で、大岡さんはさらに新しい潮流を紹介する。トラウマインフォームドケア（TIC）という手法だ。従来のケアは「どうなされたのですか？」と症状に着目し、その軽減に焦点を当ててきた。これに対しTICは「何があったのですか？」と尋ね、健康に向けての計画やストレス軽減・回復に多くの方法があることを踏まえながら、本人と一緒に最適な方法を見つけていく。そこでは「回復や癒しは健康的な人間関係の中で生まれる」とされ、健康的な人間関係は縦のパワー関係ではなく、横につながる関係であり、支援者もピアと同様に横につながることで当事者の回復に役立てるといふ。TICは今や米国、オーストラリアなどでは医療・保健・厚生関係の政府機関で採用され、早晚、世界の主流になるとみられているようだ。

こうした手法を犯罪被害者支援活動や自助グループに応用するためにも、支援者には外部研修が欠かせないと



従来のトラウマケアとトラウマインフォームドケア

従来のトラウマケア

主要な質問
「どうなされたのですか？」

- ・症状の軽減に焦点
- ・秩序の維持のためにルールや方針等を重んじる
- ・セラピーが第一であり、唯一の癒やされるアプローチであると見なされる

トラウマインフォームドによるケア

主要な質問
「何があったのですか？」

- ・症状はトラウマの適応と見なす
- ・健康に向けての計画や、ストレス軽減として、回復のために用いられるたくさんの方法がある
- ・癒やしは健康的な人間関係の中で生じる

説く大岡さん。「被害者・当事者の方々が安心して気持ちを話せ、その中で自分がまた一歩前に進めるという感覚が得られる、そういう自助グループであってほしいし、支援者は当事者と手を携えてそんなグループづくりを目指していただきたい」と、ネットワークや支援センター、そして支援活動にあたる人たちに期待を込めて呼び掛けている。

（文責・公益社団法人全国被害者支援ネットワーク囑託 寺島晃）

【参考】

大岡プロジェクト発行「問題行動の背景をトラウマの視点から考えてみよう」

http://ristex.jst.go.jp/pp/information/uploads/20180500_ooka_TIC_A3.pdf

大岡プロジェクト「トラウマへの気づきを高める“人—地域—社会”によるケアシステムの構築」

<http://ristex.jst.go.jp/pp/information/000067.html>



犯罪被害者等相談支援マニュアル

はじめて担当になったあなたへ<行政職員編（第一版）>

大岡さんら専門職有志が立ちあげた「犯罪被害者等暮らし・支援検討会（くらしえん）」が2016年9月に刊行した。自治体の犯罪被害者相談支援担当職員向けのマニュアルで、初めて被害者の相談を受ける時に、被害者とどう向き合い、寄り添えばいいのか、どんなことが求められるのか、どう対応すればいいのか—等々、支援のあり方、心得をまとめている。「犯罪被害者等とは」からはじまり、被害者等に起こること、支援の手順、支援のための準備から応用まで、具体例をふんだんに盛り込みながら、わかりやすく説いている。

一人でも多くの被害者が早期に適切な支援を受ける事の出来る社会の実現を願って、専門職8人が執筆、その責任者を大岡さんがつとめた。マニュアルは<http://kurashien.net/> からダウンロードできる。

犯罪被害電話相談事業 サポートセンター活動報告

ナビダイヤル (0570-783-554) の取扱状況

全国被害者支援ネットワークと加盟団体（全国48の被害者支援センター）が連携して犯罪被害者等からの電話相談を受付ける電話相談事業「全国共通電話番号（ナビダイヤル）」が2018年4月1日からスタートし、3ヶ月が経過しました。6月末までの取扱状況をご報告します。

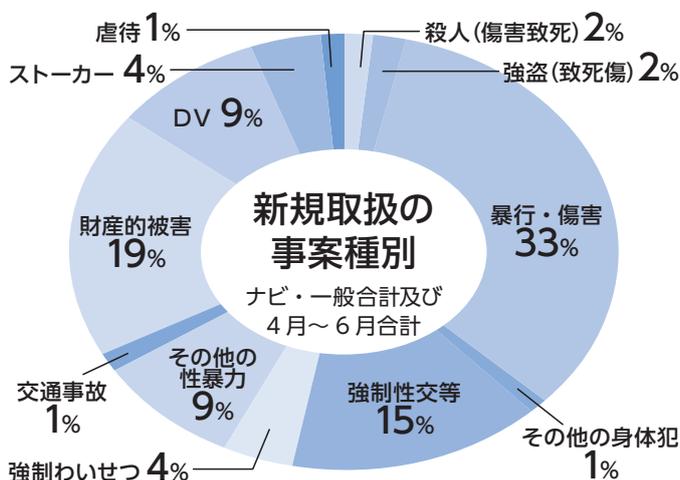
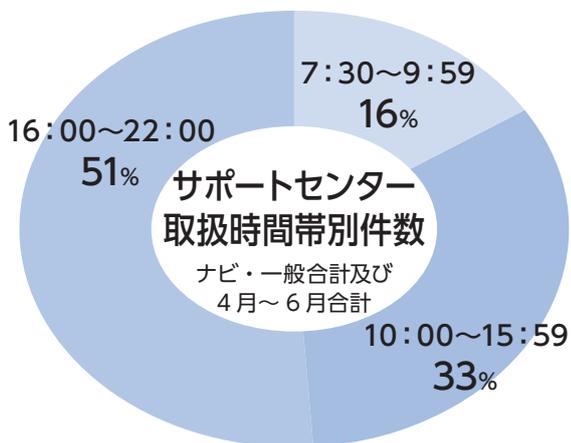
センター名	4月		5月		6月		第1四半期計		センター名	4月		5月		6月		第1四半期計	
	総呼数	完了呼数(対応)	総呼数	完了呼数(対応)	総呼数	完了呼数(対応)	総呼数	完了呼数(対応)		総呼数	完了呼数(対応)	総呼数	完了呼数(対応)	総呼数	完了呼数(対応)	総呼数	完了呼数(対応)
サポートセンター	65	54	87	70	65	58	217	182	みえ			4	3	1	1	5	4
北・ほっかいどう	2	2					2	2	おうみ	1	1					1	1
みやぎ	1	1	3	0			4	1	京都	1	1	2	1			3	2
やまがた	2	2					2	2	大阪	4	2	3	1	2	2	9	5
ふくしま	2	1					2	1	ひょうご	12	11	2	2			14	13
いばらき	2	2	2	2			4	4	なら	1	1					1	1
とちぎ			3	2			3	2	おかやま			4	3			4	3
ぐんま	2	1					2	1	広島	2	1	1	1			3	2
埼玉	4	3	2	1	4	1	10	5	山口	1	0					1	0
千葉	3	2	1	1			4	3	こうち			2	2			2	2
都民	7	5	13	9	5	2	25	16	福岡	4	3	3	3	2	2	9	8
神奈川	2	2	4	4	3	1	9	7	佐賀			1	0	2	2	3	2
長野	2	2	1	1			3	3	長崎	1	1			2	1	3	2
とやま	1	1	1	0			2	1	くまもと			3	1			3	1
石川	9	6					9	6	大分					1	1	1	1
ぎふ	3	3					3	3	かごしま	3	2					3	2
静岡					1	1	1	1	沖縄	2	1	2	1	2	1	6	3
あいち	1	1					1	1	合計	140	112	144	108	90	73	374	293

※全国48の加盟団体（被害者支援センター）のうち、4～6月間でナビダイヤルの取扱があったセンターのみ掲載しています。

サポートセンターの相談電話に対する処理結果	4月		5月		6月		第1四半期計	
	ナビ	一般	ナビ	一般	ナビ	一般	ナビ	一般
1 相談のみ（傾聴・助言）	32	30	35	47	46	26	113	103
2 引継（支援センター）	4		4	4	2		10	4
3 紹介（支援センター）	1	1	2				3	1
紹介（関係機関）	9	6	9	3	1	1	19	10
紹介（その他）			1	1		2	1	3
4 資料送付	1			2			1	2
5 その他			4	4	3		7	4

【用語説明】

- 総呼数** 機械的にカウントした数字。着信数。
- 完了数** 電話を受けた数字。相談者が案内の時点で電話を切った分は含まれない。
- ナビ** ナビダイヤルを利用した相談
- 一般** サポートセンター固定電話に着信した相談
- 処理結果** 相談に対する処理



公益社団法人ACジャパンによる 2018年度支援キャンペーンがスタート

全国被害者支援ネットワークは、日本に拠点をもち公共福祉活動を行っている非営利団体の広告活動を支援するACジャパン2018年度支援キャンペーンに2017年度に引き続き選出されました。2018年7月1日(日)から、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、交通広告、電車内中吊り広告にて、順次、当法人の広告が展開されます。

今回、メインメッセージを「話すことは、つらい思いを放つこと。」とし、株式会社大広が制作しました。4月からスタートした電話相談事業の「全国共通電話番号0570-783-554(なやみはここよ)」と共に、広く国民に周知されることを願っています。

この支援キャンペーンを実施することで、犯罪の被害に遭われて相談する先をご存知ない被害者ご本人、ご家族、ご遺族に犯罪の被害に遭われた方を支援する民間支援団体があることを知っていただき、更に犯罪被害者支援活動を一般の方々にもその必要性を理解していただき、日本の社会全体で犯罪被害者支援について考えるきっかけとなればと思います。

※支援キャンペーンについては全国被害者支援ネットワークホームページでお知らせしています。また、テレビCM、ラジオCM、新聞広告はACジャパンホームページでご覧ください。

支援キャンペーン広告 新聞広告(モノクロ7段)

A3ポスターの掲示を 希望される団体様へ

犯罪の被害に遭われた方へのご支援・ご理解の周知促進を図るために2018年度支援キャンペーンポスターを希望された団体様にご送付いたします。全国被害者支援ネットワーク事務局までお問い合わせください。

※なお、2018年度ポスター使用期限は2019年6月30日となっております。

Victim Support Asia (VSA, ヴィクティムサポートアジア) 電話会議

昨年11月、韓国の被害者支援団体、KCVAに所属するフリーダ・ウェルドン氏からネットワークに「アジア圏にまたがる被害者支援団体を設立したいので、メンバーとして参加していただけないか」との打診がありました。

VSAは、アジア圏での「被害者への情報提供」「どこでどんな支援が受けられるのかの明確化」「支援者の教育訓練」「国境を越えたネットワークづくり」などを設立目的としています。

KCVA会長の李龍雨(イ・ヨンウ)氏はフォーラム2011で登壇していただいた方でもあり、兼ねてから交流があります。ネットワークで協議し「設立にあたっての主要メンバーになることは難しいが、できるだけの協力は

したい」ということになりました。

5月14日、6参加国とフリーダ氏による電話会議(1時間40分)が行われました。はじめに代表である李龍雨氏から歓迎の挨拶、次に参加国の支援団体の紹介、VSAでの取り組み内容の討議へと進みました(私はNNVSの紹介のみ担当)。どの国も被害者支援に高い関心を持っていることが感じられた会議でした。

VSAのURL: <http://victimsupportasia.org/main/main.php> サイトは英語ですが、Google翻訳で日本語を選択すると、不自然ではありますが日本語表示も可能です。興味のある方は是非ご覧ください。

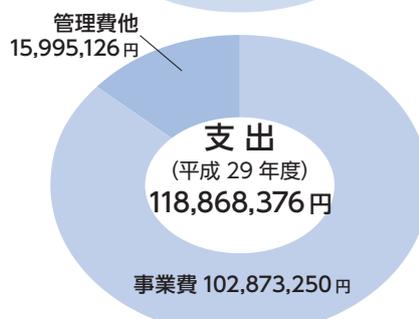
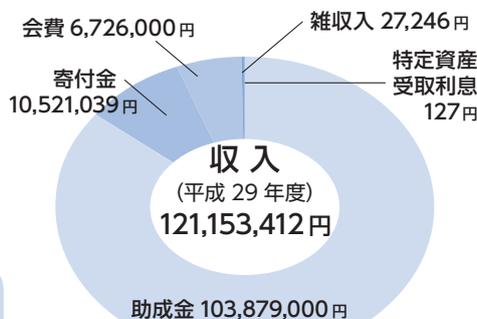
事務局 松岡 優子

全国被害者支援ネットワーク定時社員総会が開催されました



平成30年6月8日、公益社団法人全国被害者支援ネットワーク平成30年度定時社員総会が開催されました。正会員19団体が出席し、平成29年度事業報告および決算が承認されました。

■ 平成29年度決算 ■



平成30年度役員 ●任期● 平成30年6月8日～平成31年6月7日

理事長	平井 紀夫	(公社) 京都犯罪被害者支援センター副理事長
副理事長	椎橋 隆幸	(学) 中央大学名誉教授
	三輪 佳久	(公社) みやぎ被害者支援センター理事長
	田村 裕	(認N) こうち被害者支援センター顧問
専務理事	秋葉 勝	(公社) 全国被害者支援ネットワーク
理事	浅利 武	(公社) 紀の国被害者支援センター業務執行理事
	芦塚 増美	芦塚法律事務所
	飛鳥井 望	(公社) 被害者支援都民センター理事長
	磯部 文雄	(特非) 福祉未来研究所代表
	岡野 政義	(公社) 広島被害者支援センター専務理事兼事務局長
	川上 賢正	(公社) 福井被害者支援センター副理事長兼事務局長
	清野 功	(公社) やまがた被害者支援センター副理事長
	関根 剛	(公社) 大分被害者支援センター副理事長
	真嶋 浩	(公社) くまもと被害者支援センター専務理事兼センター長
	村山 敦	(一社) 日中経済貿易センター名誉会長
	和氣みち子	(公社) 被害者支援センターとちぎ事務局長
監事	小木曾 綾	(学) 中央大学大学院法務研究科長
	川本 哲郎	(学) 同志社大学法学部教授
	山崎 勝之	
特別顧問	大谷 實	(公社) 京都犯罪被害者支援センター代表理事
	山上 皓	(大) 東京医科歯科大学名誉教授
顧問	大久保恵美子	(公社) 被害者支援都民センター理事
	黒澤 正和	(公財) 犯罪被害者支援基金専務理事
	富田 信穂	(公社) いばらき被害者支援センター理事長
	堀河 昌子	(認N) 大阪被害者支援アドボカシーセンター顧問
	安田 貴彦	東日本電信電話(株) 特別参与

お知らせ

●平成30年10月12日(金)に「**全国犯罪被害者支援フォーラム2018**」を、平成30年10月13日(土)、14日(日)に「**平成30年度秋期全国研修会**」を開催いたします。7月末にご案内及び参加申込を開始する予定でございますので、皆様ぜひご参加ください。

●**全国被害者支援ネットワーク2017年度活動報告書(アニュアルレポート2017)**と**2018年度版団体概要パンフレット**を発行しました。ご希望の方は、全国被害者支援ネットワーク事務局までお問い合わせください。

編集後記

次回発行予定日 2018年12月
●特集●
全国犯罪被害者支援フォーラム2018
&
平成30年度秋期全国研修会

今号の特集では、自助グループについて大岡先生に貴重なお話をいただき、これからの当法人の活動に対し、多くの示唆をいただくことができました。

2018年7月からACジャパンの御協力のもと2018年度支援キャンペーンがスタートしております。犯罪被害者支援について、一般の方々に理解を深めていただき、また犯罪被害者の方がいつでも望む支援を途切れなく適切に受けることができる世の中の実現のための一助となればと考えております。(H. T)